

県立学校家族休暇制度の導入について

令和8年4月吉日
県教育庁県立学校教育課
県立中部商業高等学校

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います(別途定める「取得できない日」を除く)。

3 制度開始日

令和8年4月1日(水)

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

年間3日以内(1日単位・分散取得可)

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等(欠席にはなりません)

7 取得できない日

- (1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日
 - ① 始業式・終業式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日
 - ② 中間テスト・期末テスト・単元テストなど各種テストの実施日
- (2) その他学校が定める日

注)本制度の利用により出席日数不足・出席時数不足となるおそれがある場合は、取得できません。

(詳しくは別紙Q&Aをお読みください。)

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

9 届出手続き

担任より「中部商業高等学校家族休暇制度申請用紙」(本校ホームページからダウンロード可能)を受け取り、必要事項を記入の上、HR 担任へ提出してください。

10 届出期限

取得希望日の1週間前間に届け出てください。(可能な限り 1 か月前までの提出が望ましい)。※生徒の出席状況等により、許可できない場合があります。

11 授業への対応

原則として自主学習での対応とし、補習等を行いません。授業のプリント等については、各教科担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

本制度による休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、幼児児童生徒の安全確保について十分ご配慮ください。なお、学校管理外となるため、日本スポーツ振興センター災害給付の対象外となります。

13 報告書等の提出

原則として提出は求めません。ただし学校が必要と判断する場合は、その限りではありません。

14 その他

届出者は、本校の欠席届の取り扱いに準ずるものとし、活動場所が自宅内外を問わず、原則として保護者の同伴を必要とします。